

第 4 8 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 令和元年 9 月 2 5 日（水）

産業建設常任委員会終了後

ところ 第 2 委員会室

付議事項

1 令和元年第 3 回（9 月）定例会に関する事項について

(1) 山陽小野田市議会議員政治倫理条例の一部改正について・・・資料 1

(2) 山陽小野田市議会議員政治倫理条例施行規程の一部改正について

・・・資料 2

(3) 議事日程変更案について

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
9	27	金	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none">・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決・<u>委員会提出議案 1 件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決</u>・<u>請願 1 件の閉会中の継続審査について</u>・<u>請願 1 件の閉会中の継続審査について</u>・<u>請願 1 件の閉会中の継続審査について</u>・閉会中の調査事項について

2 その他

(1) 山陽小野田市議会傍聴規則の一部改正について・・・資料 3

(2) 山陽小野田市議会委員会傍聴規程の一部改正について・・・資料 4

(3) 1 2 月定例会日程案について・・・資料 5

(4) その他

・全員協議会の開催日 9 月 2 7 日（金）午前 9 時 3 0 分 議運決定事項

委員会提出議案第 号

山陽小野田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 月 日提出

提出者 議会運営委員長 大井 淳一朗

山陽小野田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

山陽小野田市議会議員政治倫理条例(平成24年山陽小野田市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次の1号を加える。

(3) 政治倫理基準に違反する行為があると認めた場合における審査の請求の対象とされた議員(以下「被審査議員」という。)に対する措置

第7条第2項中「審査の請求の対象とされた議員(以下「被審査議員」という。)」を「被審査議員」に改め、同条に次の3項を加える。

5 審査会において、被審査議員の行為が政治倫理基準に違反すると認めた場合の被審査議員に対する措置は、次のとおりとする。この場合において、措置をあわせて講ずるよう決することを妨げない。

(1) 議場における議長の注意

(2) 議場における謝罪文の朗読

6 被審査議員は、審査会の審査結果の報告において、自己の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、政治倫理の確保のために必要な措置を自ら講じなければならない。

7 議会は、被審査議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の品位と名誉を守り、市民の信頼を回復するため、必要と認める措置を講ずるものとす

る。

第11条を第13条とし、第8条から第10条までを2条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の2条を加える。

(会議の公開)

第8条 審査会の会議は、原則としてこれを公開する。

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第9条 審査会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 審査会を秘密会とする会長又は委員の発議については、討論を用いずに審査会に諮って決める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市議会議員政治倫理条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(政治倫理基準違反の審査等)</p> <p>第7条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><u>(3) 政治倫理基準に違反する行為がある</u> <u>と認められた場合における審査の請求の対象とされた議員</u> <u>(以下「被審査議員」という。)</u> <u>に対する措置</u></p> <p>2 審査会は、前項の審査を行うため、<u>被審査議員</u>又は調査請求をした者から事情を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>3～4 略</p> <p>5 <u>審査会において、被審査議員の行為が政治倫理基準に違反すると認められた場合の被審査議員に対する措置は、次のとおりとする。この場合において、措置をあわせて講ずるよう決することを妨げない。</u></p> <p><u>(1) 議場における議長の注意</u></p> <p><u>(2) 議場における謝罪文の朗読</u></p> <p>6 <u>被審査議員は、審査会の審査結果の報告において、自己の行為が政治</u></p>	<p>(政治倫理基準違反の審査等)</p> <p>第7条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 審査会は、前項の審査を行うため、<u>審査の請求の対象とされた議員</u> <u>(以下「被審査議員」という。)</u>又は調査請求をした者から事情を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>3～4 略</p>

倫理基準に違反している旨の指摘が
なされたときは、これを尊重して、
政治倫理の確保のために必要な措置
を自ら講じなければならない。

7 議会は、被審査議員が前項の措置
を自ら講じないときは、議会の品位
と名誉を守り、市民の信頼を回復す
るため、必要と認める措置を講ずる
ものとする。

(会議の公開)

第8条 審査会の会議は、原則として
これを公開する。

2 会長は、必要があると認めるとき
は、傍聴人の退場を命ずることがで
きる。

(秘密会)

第9条 審査会は、その議決で秘密会
とすることができる。

2 審査会を秘密会とする会長又は委
員の発議については、討論を用いな
いで審査会に諮って決める。

第10条 略

第11条 略

第12条 略

第13条 略

第8条 略

第9条 略

第10条 略

第11条 略

(提案理由)

委員会提出議案第1号は、山陽小野田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

昨年度設置された山陽小野田議会議員政治倫理審査会から議長に提出された審査結果報告書の附帯意見として、「現在の本市議会政治倫理条例には、政治倫理基準に違反する行為が存在するという結果となった場合における議員又は議会として講じる具体的な措置が規定されていない。今後、条例違反の疑いのある事案に対して、公平かつ適正な運用を図るためには、当該条例に具体的な措置を定めておくことが必要であると考えます。」との意見がありました。

この附帯意見を踏まえ、措置を審査会の審査事項に加えるとともに、具体的な措置を定めるものであります。さらに、政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、指摘された議員はこれを尊重し、政治倫理の確保のために必要な措置を自ら講ずること、また、指摘された議員が措置を自ら講じないときは、議会の品位と名誉を守り、市民の信頼を回復するため、議会が必要と認める措置を講ずる旨を定めるものであります。

また、会議の原則公開及び秘密会について規定を設け、審査会の運営の手続きを明確にするものであります。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

山陽小野田市議会議員政治倫理条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年 月 日

山陽小野田市議会議長 小 野 泰

山陽小野田市議会規程第 号

山陽小野田市議会議員政治倫理条例施行規程の一部を改正する規程
山陽小野田市議会議員政治倫理条例施行規程（平成 24 年山陽小野田市議
会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「前条の審査請求書」を「調査請求書等」に改める。

第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条第 1 項中「第 8 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項」に改め、同条を第
7 条とする。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（審査会の傍聴）

第 6 条 審査会の傍聴については、山陽小野田市議会委員会傍聴規程（平成
17 年山陽小野田市議会規程第 2 号）の例による。

様式第 4 号を次のように改める。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

山陽小野田市議会議長 様

山陽小野田市議会議員政治倫理審査会長

審 査 結 果 報 告 書

年 月 日付で調査請求のあった件について、山陽小野田市議会議員政治倫理条例第10条第1項の規定に基づき、次のとおり審査結果を報告します。

調査請求の対象となった議員の氏名	
調査請求の対象となった事由の該当条項	山陽小野田市議会議員政治倫理条例第 条 第 号
調査請求の対象となった事由の内容	
審査結果及びその理由	
審査の経過	

附 則

この規程は、令和元年 月 日から施行する。

山陽小野田市議会議員政治倫理条例施行規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>(審査会の設置)</p> <p>第3条 議長は、<u>調査請求書等</u>を受け取った日から14日以内に山陽小野田市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。</p> <p>2 議長は、<u>調査請求書等</u>及び添付資料の写しを審査会に提出し、その審査を求めるものとする。</p> <p><u>(審査会の傍聴)</u></p> <p>第6条 <u>審査会の傍聴</u>については、<u>山陽小野田市議会委員会傍聴規程（平成17年山陽小野田市議会規程第2号）の例</u>による。</p> <p>(審査会の審査結果)</p> <p>第7条 <u>審査会の会長</u>は、<u>条例第10条第1項</u>に規定する審査会の審査結果について、<u>審査結果報告書（様式第4号）</u>により議長に報告するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第8条 略</p>	<p>(審査会の設置)</p> <p>第3条 議長は、<u>前条の審査請求書</u>を受け取った日から14日以内に山陽小野田市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。</p> <p>2 議長は、<u>前条の審査請求書</u>及び添付資料の写しを審査会に提出し、その審査を求めるものとする。</p> <p>(審査会の審査結果)</p> <p>第6条 <u>審査会の会長</u>は、<u>条例第8条第1項</u>に規定する審査会の審査結果について、<u>審査結果報告書（様式第4号）</u>により議長に報告するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第7条 略</p>

山陽小野田市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 月 日

山陽小野田市議会議長 小 野 泰

山陽小野田市議会規則第 号

山陽小野田市議会傍聴規則の一部を改正する規則

山陽小野田市議会傍聴規則（平成 17 年山陽小野田市議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（傍聴の手続）

第 3 条 会議の傍聴に関する一切の手続は、必要としないものとする。

2 傍聴は、先着順とする。

第 4 条を削る。

第 5 条第 2 項を削り、同条を第 4 条とし、第 6 条から第 11 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 3 号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山陽小野田市議会傍聴規則新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(傍聴の手続)</u></p> <p><u>第3条 会議の傍聴に関する一切の手続は、必要としないものとする。</u></p> <p><u>2 傍聴は、先着順とする。</u></p>	<p><u>(傍聴の手続)</u></p> <p><u>第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付票(様式第1号)に記入しなければならない。</u></p> <p><u>2 報道関係者のうち議長から傍聴証(様式第2号)の交付を受けた者は、前項の規定にかかわらず、これを係員に提示して傍聴することができる。</u></p> <p><u>3 議長は、傍聴席が混雑すると予想されるときその他必要があると認めるときは、傍聴券(様式第3号)を交付する。</u></p> <p><u>(傍聴証の交付及び返還)</u></p> <p><u>第4条 傍聴証は、会期ごとに交付する。</u></p> <p><u>2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは返還しなければならない。</u></p>
<p><u>(傍聴人の定員)</u></p> <p><u>第4条 (略)</u></p> <p><u>第5条 (略)</u></p> <p><u>第6条 (略)</u></p> <p><u>第7条 (略)</u></p> <p><u>第8条 (略)</u></p>	<p><u>(傍聴人の定員)</u></p> <p><u>第5条 (略)</u></p> <p><u>2 傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券を所持する者でも入場させないことができる。</u></p> <p><u>第6条 (略)</u></p> <p><u>第7条 (略)</u></p> <p><u>第8条 (略)</u></p> <p><u>第9条 (略)</u></p>

第9条 (略)

第10条 (略)

第10条 (略)

第11条 (略)

山陽小野田市議会委員会傍聴規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年 月 日

山陽小野田市議会議長 小 野 泰

山陽小野田市議会規程第 号

山陽小野田市議会委員会傍聴規程の一部を改正する規程

山陽小野田市議会委員会傍聴規程(平成17年山陽小野田市議会規程第2号)
の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(傍聴の手續)

第4条 委員会の傍聴に関する一切の手續は、必要としないものとする。

2 傍聴は、先着順とする。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この規程は、令和元年 月 日から施行する。

山陽小野田市議会委員会傍聴規程新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(傍聴の手続)</u></p> <p><u>第4条 委員会の傍聴に関する一切の手続は、必要としないものとする。</u></p> <p><u>2 傍聴は、先着順とする。</u></p>	<p><u>(傍聴の手続)</u></p> <p><u>第4条 委員会を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、所定の場所で委員会傍聴受付票（様式第1号）に必要事項を記入し、委員会傍聴券（様式第2号。以下「傍聴券」という。）の交付を受けなければならない。この場合において、傍聴希望者本人が傍聴の手続を行うものとし、代理による手続は認めない。</u></p> <p><u>2 前項の規定による受付は、当該委員会の開催日の午前8時30分から行うものとする。ただし、委員会が緊急に招集されたとき又は委員会の開議時刻を変更したときは、委員長は、この時間を変更することができる。</u></p> <p><u>3 傍聴券は、受付順により交付するものとする。ただし、傍聴希望者が受付開始時に定員を超えている場合は、抽選により傍聴券を交付する。</u></p> <p><u>4 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）が会議途中で傍聴を終え、退場したことにより、傍聴人の定員に満たなくなったときは、傍聴席に入れなかった傍聴希望者に傍聴させることができる。こ</u></p>

<p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p><u>の場合において、前項の規定を準用する。(傍聴証の交付及び返還)(傍聴券)</u></p> <p><u>第5条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で係員に傍聴券を提示しなければならない。</u></p> <p><u>2 傍聴人は、傍聴を終え、退場するときは、傍聴券を返還しなければならない。</u></p> <p><u>3 傍聴券は、交付した日に限り、有効とする。</u></p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>第11条 (略)</p>
--	---

令和元年第4回（12月）定例会日程案

資料5

月	日	曜日	日程	備考
11	21	木		
	22	金		
	23	土	(勤労感謝の日)	
	24	日		
	25	月		
	26	火		
	27	水	告示	
	28	木	一般質問通告締切	
	29	金	議運	
	30	土		
12	1	日		
	2	月		
	3	火		
	4	水	本会議初日	
	5	木	2委員会・分科会	
	6	金	委員会・分科会	
	7	土		
	8	日		
	9	月	委員会予備日	
	10	火	一般質問	
	11	水	一般質問	
	12	木	一般質問	
	13	金	一般質問	
	14	土		
	15	日		
	16	月	一般質問	
	17	火	休会（議事整理日）	
	18	水	一般会計予算決算常任委員会	
	19	木	休会（議事整理日）	
	20	金	本会議最終日	
	21	土		
	22	日		
	23	月		
	24	火		
	25	水		
	26	木		
	27	金		